令和 4 年度繰越(委託-市単-道)第 6 号

事業名: 一般市道整備事業

業務名: 市道短野中道線測量設計業務委託

仕 様 書

事業主体 名張市 施行主体 名張市

	設	計	概	要	書	
場所	名張	市	短野		地内	
业斗 & ケ		金			円	
設計金額	(内工事	F価格				
工期					日間	
<u> </u>		(令和6年2	月29日	迄)	
事業量		事業延長	L=0. 09k	m		

工事の概要(摘要)

道路詳細設計···L=0.09km

路線測量・・・L=0.09km

現地測量・・・A=0.001km²



確な内容については、必ず掲載情報のお問合せ先に御確認ください。

メモ

000000

特記仕様書(測量業務条件一覧表)

	明示事項		明示事項(条件及び内容)
ア	適用基準等	(a)	設計業務等委託契約書
		(<u>b</u>)	
		(c)	名張市公共測量作業規程名張市公共測量作業準拠、国土交通省
			公共測量作業規程解説と運用、国土交通省公共測量作業規程記載要領準用)
		d	用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。
			三重県土地改良事業測量作業規程(農林水産省農村振興局測量作業規程準用)
	W. 74 31 4.		その他()
11	莱務計 画書	(a)	契約締結後14日以内に測量作業計画書(作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び
			資格使用機器等を明記する。)を監督員に提出する。
			業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。
			業務日報は、監督員が提出を要求したときはすみやかに提出する。
		α	本測量作業に使用する主要機器(トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等)については、 (24) 日本測量格会は係むいないでは、 この証明書写した田地測量格業計画書に済仕せること
			(社)日本測量協会技術センターで行い、その証明書写しを用地測量作業計画書に添付すること。 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、(1. 既設の基準点(1~4等三角点又
		е	本側重作業において基準点側重を美施する場合の既知点は、(1. 既設の基準点(1~4等二角点文 は1~3級基準点) 2. 任意の基準点 3. 他業務において設置されている基準点)とする。
		f	1
户	成里の提出		作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。
	八木 ツル 田		本業務における成果品の提出部数は、2部とする。
			指示する期日までに提出する成果物あり。(
			成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。
		(e)	
			についてはこの限りでない。
		f	その他(
エ	工程関係		別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名:)
			関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり)
			その他()
オ	資料の貸与	a	貸与する資料は、次の資料とする。()
	NII. →L. & II.		
カ	業務条件	a	業務条件は下記のとおりとする。
4	CAIC安計		電子伽耳字駁 (細木乳面 乳乳 肌附)
	CALS美証 フィールド	a	電子納品実験(調査計画・設計段階) a 「三重県CALS実証フィールド情報共有実験:図面データの交換実験 実験マニュアル」による。
	フィールト 実験		
	夫阙 その他	(a)	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
[]			一次末初の子で他の文献、真科寺を竹用した物自由英名を報音音に引起すること。 その他
		U	
	(注)1		

(注)1. 上記受託業務、事項、条件、及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と 別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

名張市

特記仕様書(設計業務条件一覧表)

	明示事項		明示事項(条件及び内容)								
マ	適用図書	6	74 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
/	週用凶音	(<u>a</u>)									
		(B)	設計業務等共通仕様書(三重県)【令和4年11月制定】								
		C	橋梁設計マニュアル(三重県県土整備部道路整備課)【 年 月制定】 港湾・海岸構造物設計指針(三重県県土整備部港湾課)【 年 月制定】								
		ı									
		e	自然に配慮した川づくりの手引き(案)(三重県県土整備部河川課)【平成 年 月制定】 砂防・急傾斜地崩壊防止工事・地すべり防止工事技術指針(案)(三重県								
		1									
			県土整備部砂防課)【 年 月制定】								
1	業務計画書		その他() 契約締結後14日以内に業務計画書(工程表)を監督員に提出する。								
~ 1	米/カロ凹百	K	業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督員に提出する。								
		l×.	業務日報は、監督員が提出を要求したときはすみやかに提出する。								
		$\frac{1}{4}$	その他()								
ゥ	成果の提出		本業務における成果物の提出部数は、1部とする。								
ľ	7,0011 10011		指示する期日までに提出する成果物あり。()								
		(ā)	成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子記憶媒体(CD)についても提出すること。								
		ľ									
L			その他(
工	工程関係	a	別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名:)								
		[(b)	関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり)								
L		č									
オ	管理技術者	َ ا	管理技術者は下記のいずれかのものとし、下記要件を満たす者は自社の社員であること。								
	の要件	(a)	技術士								
			① 道路部門2. 造園部門、3. 部門・科目を問わない)								
		(<u>t</u>)	上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者)								
		[<u>@</u>									
		d	受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者								
+1	四木壮华耂		 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。								
//	思重技術有	@ b									
		"	() ()								
	照查技術者		照査技術者は下記のいずれかのものとし、下記要件を満たす者は自社の社員であること。								
	の要件	(a)	技術士								
			□ 道路部門 2. 造園部門、3. 部門・科目を問わない)								
		B	上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者)								
		(a)	RCCMの資格保持者(1). 道路部門2. 部門を問わない)								
		(a)	受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者								
		~									
	照査の実施	(a)	照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて								
			提出しなければならない。								
			① 詳細設計照査要領(代中部建設協会発行)								
			2. 設計業務照査の手引書(三重県農林水産商工部農業基盤整備課)								
Ļ	I A 222	_	3. その他()								
キ	打合せ等	(a)	設計業務等着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)及び設計図書で定める業務の								
		_	区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。								
		(b)	照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。								
			設計業務着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)における								
2-4	次回のおと	\vdash	打合せには、照査技術者も出席するものとする。								
$ ^{\mathcal{I}}$	資料の貸与	a	貸与する資料は、次の資料とする。								
In	CALS実証	_	() 電子納品実験(調査計画・設計段階) a 「三重県CALS実証フィールド								
	UALS美証フィールド	a b	電子納品実験(調査計画・設計段階)								
	実験	۱ ۵	旧井以下日大吹、 公田/ ノツス状大吹 大吹、ヘユノル」(しよる)。								
コ	業務条件	a	業務条件は下記のとおりとする。								
1	>1-12/2/>1-11	"									
		1									
		1									
		1									
		(b)	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。								
Щ	(沪) 1	<u> </u>	」 記受託業務、事項、条件、及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。								

(注)1. 上記受託業務、事項、条件、及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

業務名市道短野	中道線測量設計業務委託		当初	業		
			<u>, </u>	項		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
地形測量		式		1		
現地測量		式		1		
現地測量		式		1		
現地測量	作業量0.001km2	km2		1		
応用測量		式		1		
路線測量		式		1		
路線測量		式		1		
作業計画		業務		1		

業務名市道領	豆野中道線測量設計業務委託			当初		業	種	測量業務	
						項	目	応用測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数	量	今回数	(量	娄	女量増減	摘要
現地踏査	交通量による変化率0~1000台未満/ 2時間「 0.0]	1 式 				1			
中心線測量	交通量による変化率0~1000台未満/ 2時間「0.0];曲線数による変化率単 曲線換算曲線数 1「-0.1];測点間隔 による変化率測点間隔 20m [0.0]	⊭km				0. 09			
仮BM設置測量	交通量による変化率0~1000台未満/ 2時間「 0.0]	1 km				0. 09			
縦断測量	交通量による変化率0~1000台未満/ 2時間 [0.0]	1 km				0. 09			
横断測量	交通量による変化率0~1000台未満/ 2時間「0.0];曲線数による変化率単 曲線換算曲線数 1「-0.1];測量幅による変化率45m未満;測点間隔による3 化率20m[-0.1]	単km こ				0. 09			
共通		式				1			
共通		式				1			
打合せ等		式				1			

業務名 市道短野	中道線測量設計業務委託		当初	業	種	測量業務	
				項	目	共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	ž	数量増減	摘要
打合せ		業務		1			
直接測量費		式		1			
間接測量費		式		1			
諸経費		式		1			
測量業務価格		式		1			
道路設計		式		1			
道路設計		式		1			
道路詳細設計		式		1			

業務名市道短野	中道線測量設計業務委託			当初		業	種	土木設計	業務	
						項	目	道路設計		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数	量	今回数	女量	Ì	数量増減	指	商要
道路詳細設計(B)	縮尺1/1,000;0.09km;しない[0%];しない「 0%];いずれも設計しない[-10%];しない[0%];道路設計と一体で行わない「 0%];含めない[0%];含まない	\km				1				
共通		式				1				
共通 (設計業務)		式				1				
打合せ等		式				1				
打合せ		業務				1				
直接原価		式				1				
その他原価		式				1				
業務原価		式				1				

業務名 市道短野	中道線測量設計業務委託		ì	当初		業	種	設計業務		
						項	目	一般管理費等		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	ł	今回数	(量	娄	女量増減		摘要
一般管理費等		式				1				
設計業務価格		式				1				
業務価格		式				1				
消費税相当額		式				1				
業務費計		式				1				